

奈良県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

令和二年三月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝

名 称	所 在 地
田口地区公民館	宇陀市室生田口元上田口二〇六一
笠間地区公民館	宇陀市室生上笠間四四四―一